**墨田区通いの場の活動場所提供者登録制度実施要項**

**１　目的**

高齢者が要支援・要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送り続けていくためには、地域における高齢者の介護予防や地域づくり等の活動、会食や交流等の社会参加を行う「通いの場」が充実していることが必要です。

　　そのため、高齢者が容易に通える範囲内で、その活動場所を安定的に確保できる環境を整備しなければなりません。

　　そこで、墨田区でこのような「通いの場」の活動のために場所（空きスペース）の提供をしてくださる法人や任意団体、個人宅等を募集し、高齢者の介護予防や健康づくり、サロン等の活動を行う団体に紹介する事業を実施します。

**２　募集内容**

　（１）住民主体の介護予防に資する「通いの場」に活動場所を提供していただける法人・任意団体・個人等を募集します。

　（２）本事業で登録された法人・任意団体・個人等及び提供場所の情報について、区公式ホームページ等に掲載し、広く区民に周知します。

**３　提供者の要件**

　（１）区内に、おおむね２０㎡以上の活動場所を提供できること。

　（２）おおむね月２回以上かつ１回当たり１時間以上、活動場所を提供できること。

　（３）利用者が安全に活動できる場所や設備が整っていること。（消防法等の基準を満たしていること等）

　（４）提供者が任意団体の場合は、責任者が明確であること。

　（５）墨田区暴力団排除条例（平成２４年墨田区条例第３７号）第２条第１号に規定する暴力団に属する者又は同条第３号に規定する暴力団関係者がいないこと。

　（６）特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動を行う団体でないこと。

　（７）営利を目的としないこと。

**４　応募に関する手続等**

　（１）申込み

　　　　随時受け付けています。

　（２）申込み方法

　　　ア　来庁による申込み

　　　　　福祉保健部高齢者福祉課地域支援係（墨田区役所庁舎４階）に下記の提出書類を御持参の上御来庁ください。

※受付時間は平日午前８時３０分から午後５時１５分までになります。

　　　イ　郵送による申込み

　　　　　以下の住所に下記の提出書類を郵送してください。

　　　　　東京都墨田区吾妻橋１－２３－２０　墨田区役所高齢者福祉課地域支援係

　　　ウ　電子申請システムによる申込み

　　　　　電子申請フォーム「LoGoフォーム」からの申請となります。申請フォーム等は次のリンク先を御確認ください。

<https://logoform.jp/form/DnDq/431341>

　（３）提出書類

　　　ア　墨田区通いの場の活動場所提供者登録申込書（第１号様式）

　　　イ　空きスペース（活動場所）の図面

　　　ウ　空きスペース（活動場所）の写真

※書類は、区の公式ホームページからダウンロードできます。

【ホームページ掲載先】

墨田区公式ホームページ＞健康・福祉＞高齢者への支援＞高齢者の自立を支えるために

＞通いの場の活動場所提供者登録及び団体利用促進事業

　（４）応募に関する留意事項

　　　ア　応募申込みが承認された場合、申込書等に記載された情報については、本事業の実施に必要とされる範囲に限り、本区が使用及び公表することに同意することとします。

　　　イ　理由の如何を問わず、提出書類は返却しません。

　　　ウ　審査の結果にかかわらず、応募に要した費用等は申込者が負担することとします。

　　　エ　審査に当たっては、必要に応じて面談、会場の確認等を行います。

**５　提供登録**

　（１）「墨田区通いの場の活動場所提供者登録申込書（第１号様式）」により提供者からの登録申込みを受け、区が申込み内容及び現地の確認等を実施します。

　（２）登録申込者が提供者の要件を満たしていることを確認できたときは、区は提供者として登録します。

　（３）提供者には「墨田区通いの場の活動場所提供者登録通知書（第２号様式）」を区から交付します。

　　※登録期間は登録決定日から辞退届提出日又は提供者の要件を満たさなくなった日までとします。

　　※区による現地確認等の調査の結果、提供者として登録しないことを決定したときは、「墨田区通いの場の活動場所提供者不登録通知書（第３号様式）」により、速やかに申込者に通知します。

　　※提供者の要件が変更になったとき、提供に係る辞退届の提出があったとき又は要件を失ったときは、「墨田区通いの場の活動場所提供者登録（変更・取消）決定通知書（第８号様式）」により通知します。

　（４）区公式ホームページ等で提供者及び提供場所の情報を広く区民に周知します。

**６　団体の要件**

　（１）主な参加者を高齢者とし、高齢者の介護予防、閉じこもり予防及び健康づくり並びに会食、交流等の社会参加を目的とする活動等を、区内において地域住民等が実施すること。

　（２）月１回以上活動等を実施できる又は実施が見込めること。

　（３）原則として５人以上の構成員で構成され、主催者の存在が明確であること。

　（４）活動等をするための自己財源を持ち、その経理が明確であること。

　（５）会則、規約等及び構成員名簿を備えていること。

　（６）団体として区が区民に情報提供することに同意すること。

　（７）団体の活動等への参加が自由であり、又は自己の意志による入会及び退会が可能な開かれた団体であること。

　（８）営利目的、宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。

　（９）公序良俗に反しない団体であること。

　（１０）構成員に暴力団に属する者又は暴力団関係者がいないこと。

**７　利用までの流れ**

（１）提供場所の利用を希望する団体は区へ「墨田区通いの場の活動場所利用希望申出書　　（第４号様式）」を提出した後、区はその申出内容を確認します。

　（２）区は、利用希望団体の希望に基づき提供者を紹介します。

　（３）提供者と利用希望団体で２者協議の上、合意書を作成してください。

　（４）合意書は双方が保有し、利用希望団体が「墨田区通いの場の活動場所利用報告書（第５号様式）」に合意書の写しを添付して区に提出してください。

　（５）利用予定を２者で確認した上で、提供場所（空きスペース）の利用が始まります。

　　※利用に関する調整（キャンセル等）に関しての連絡は提供者と利用希望団体の間で行うものとします。

**８　提供開始後の手続**

　（１）提供者は、要件の変更や提供を辞退するときは「墨田区通いの場の活動場所提供者登録（変更・辞退）届（第７号様式）」を速やかに区へ提出してください。

　（２）利用希望団体は、提供者との協議内容の変更に伴い、合意内容等を変更したときは、「墨田区通いの場の活動場所利用報告書（第５号様式）」及び変更後の合意書の写しを区へ提出してください。

　（３）利用希望団体は、提供者と協議の上、提供場所の利用を中止するときは、「墨田区通いの場の活動場所利用報告書（第５号様式）」を区へ提出してください。

　（４）利用希望団体は、年度終了後３０日以内に「墨田区通いの場の活動場所利用実績報告書（第６号様式）」を区へ提出してください。

　（５）利用希望団体は、活動中に事故が発生した場合には、その状況を「墨田区通いの場の活動場所提供者登録及び団体利用促進事業に係る事故報告書（第９号様式）」により、速やかに区へ提出してください。

**９　その他留意事項**

　（１）提供者及び団体は、個人情報やプライバシーの尊重及び保護に万全を期し、正当な理由なく知り得た秘密を漏らさないでください。

　（２）事故時における対応については、利用希望団体が物損等にも対応できる保険に加入し、提供者に了承を得ることが望ましいですが、提供者が保険加入している等、物損等への対応が可能な場合は、この限りではありません。

　（３）活動場所の提供に伴う利用料の設定についても、提供者と団体との協議により決定しますが、提供者は営利を目的としないこととします。利用料を設定する場合は、光熱費等の実費相当を想定しています。

　（４）提供者と利用希望団体間に問題が発生した場合には、合意書等に基づいて２者で協議をお願いします（原則、区は関与しません。）。